

学校閉庁日の試行実施について

1 国・中央教育審議会の動向について（参考資料参照）

平成29年6月22日に文部科学大臣から中央教育審議会へ「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問を行い、同年12月22日に中央教育審議会が議論をまとめた「中間まとめ」を公表した。

この「中間まとめ」を踏まえ、同年12月26日に文部科学省が実施する取組を「緊急対策」としてまとめ、平成30年2月9日に同省から各教育委員会が取り組むべき方策等をまとめた通知が発出された。

2 本市の学校閉庁日の概要について

(1) 目的

教職員の心身の健康の保持、増進を図るとともに、教職員が、限られた時間の中で最大限の効果をあげられるよう、勤務時間に対する意識向上に向けた取組の一つとして学校閉庁日を設けることとし、平成30年度については、試行実施とする。

(2) 実施内容

学校閉庁日には、学校に教職員が不在となることから、来客や電話等への対応は行わない。

※「(6) 学校閉庁日の実施に伴う主な対応」記載の対応を行う。

(3) 実施日

ア 長期休業期間において、土曜日及び日曜日と合わせて連続した休日を確保し、教職員が一斉に休暇等の取得ができる学校閉庁日を設ける。

イ 平成30年度の学校閉庁日は、8月13日（月）、14日（火）及び15日（水）の3日間とする。

8月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25

□ : 山の日
■ : 学校閉庁日

(4) 対象校

小学校、中学校及び特別支援学校を対象とする。

(5) 教職員の服務

学校閉庁日は「勤務を要する日」において実施するため、年次休暇、夏季休暇の取得等によるものとする。

(6) 学校閉庁日の実施に伴う主な対応

ア 緊急時の連絡体制

保護者等からの緊急時の連絡先は、各区・教育担当及び指導課とする。

イ 転入者への対応

市外等からの転入者に対しては、教育委員会事務局から各区役所区民課に協力を要請し、学校閉庁日以外の日に当該学校で手続を行うよう案内する。

ウ 部活動について

原則として、部活動は行わないものとする。

エ わくわくプラザ及び学校施設開放等の事業

事前に鍵の受渡し等の調整を行い、事業の運営に影響を与えないものとする。

3 周知方法について

川崎市ホームページや教育だよりなどの広報紙をはじめ、教育委員会事務局から学校を通じて保護者、地域、業者等に通知を行い周知する。

4 今後の取組について

平成30年度の夏季休業期間中における学校閉庁日の実施についての効果や課題の検証を行いながら、今後の取組について検討していく。また、高等学校への導入についても検証結果を踏まえ、併せて検討していく。

国・中央教育審議会の動向について

(抜粋)

<p>1</p>	<p>新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（諮問） （平成 29 年 6 月 22 日 文部科学省）</p> <p>「具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いします。 第一に、学校が担うべき業務の在り方についてであります。」 「第二に、教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担についてであります。」 「第三に、教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方についてであります。」</p>
<p>2</p>	<p>新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ） （平成 29 年 12 月 22 日 中央教育審議会）</p> <p>5. 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討 (3) 適正な勤務時間の設定 教師一人一人が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なわないようにするとともに、児童生徒にとって魅力ある教師であるべく、自己研さん・自己投資を通じて人間性を高めることが必要である。仕事と休みのメリハリの観点から、例えば、運動部活動については、スポーツ庁が作成予定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を踏まえた適切な活動時間や休養日の設定を行うとともに、<u>長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うべきである。</u>また、週休日等の勤務時間の割り振りをする際には、休日を十分確保できるように長期休業期間を活用できるような工夫も検討すべきである。</p>
<p>3</p>	<p>学校における働き方改革に関する緊急対策 （平成 29 年 12 月 26 日 文部科学省）</p> <p>3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置 (1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定 ○ <u>長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す。</u></p>
<p>4</p>	<p>学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知） （平成 30 年 2 月 9 日 文部科学省）</p> <p>2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について ⑤ <u>長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うこと。</u></p>